

神戸市からの要請に基づく外部調査の結果について

令和元年 6 月 12 日付神戸市からの要請に基づき、不適切事案の存否等について調査を実施いたしました。不適切事案が疑われる事案についての調査結果を下記のとおり発表いたします。

1. 不適切事案が疑われる事案の件数について

区 分	件数 (*1)	うち事実が 確認された件数
職務専念義務に関するもの	2	1
給与・手当の支給に関するもの	2	0
休暇の取得等の取り扱いに関するもの	2	0
上司の指導に関するもの	4	0
採用に関するもの	1	0

(*1) 外部弁護士事務所により設置及び実施された「臨時の情報提供窓口」及び「役員へのアンケート調査」の結果、不適切事案が疑われると報告された件数

2. 事実が確認された事案に対する是正措置等について

○職務専念義務に関するもの

<概要>

1 年ほど前から昼休みが終了してもスマートフォンでゲームを数分間続けていたことがあった。

<是正措置等>

令和元年 12 月 13 日、所属長による厳重注意を行った。

3. その他

- ① 勤務時間の遵守や職務執行状況を所属長が十分把握しながら指導にあたり、服務規律の確保を図っていくよう改めて所属長に指示を行うとともに、職員にも綱紀粛正及び服務規律の確保について通知を行います。
- ② 給与・手当の支給やその他勤務条件に関して、職員の間で理解不足や誤解が生じないように、今後、より分かりやすい説明と周知に努めます。
- ③ 本財団では、公益通報者保護規程など内部通報制度があまり知られていない状況でした。同制度を改めて各職場に掲示するなど、その周知を図るとともに、本財団に利害関係のない外部の専門家を通報窓口とする外部通報制度を来年度から導入するよう検討をすすめていきます。また、職員間のコミュニケーションが活発に行えるよう、風通しの良い職場づくりに努めていきます。